

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
別表第8〔略〕 備考 1 〔略〕 2 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号） <u>第2条第2項</u> に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。	別表第8〔略〕 備考 1 〔略〕 2 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号） <u>第2条</u> に規定する <u>ホテル営業又は旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

※ 旅館業法の一部改正（抄）

改正後	改正前
第2条 この法律で「旅館業」とは、 <u>旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業</u> をいう。 2 この法律で「 <u>旅館・ホテル営業</u> 」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。 <u>3</u> 〔略〕 <u>4</u> 〔略〕 <u>5</u> 〔略〕	第2条 この法律で「旅館業」とは、 <u>ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業</u> をいう。 2 この法律で「 <u>ホテル営業</u> 」とは、 <u>洋式の構造及び設備を主とする施設</u> を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。 <u>3</u> この法律で「 <u>旅館営業</u> 」とは、 <u>和式の構造及び設備を主とする施設</u> を設け、 <u>宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。</u> <u>4</u> 〔略〕 <u>5</u> 〔略〕 <u>6</u> 〔略〕

【施行期日】平成30年6月15日